

内閣府令第 号
法務省令第 号

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部の施行に伴い、並びに同法の規定に基づき、及び同法を実施するため、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する等の命令を次のように定める。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法務大臣 野沢 太三

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の

一部の施行に伴う一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する等の命令

一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年^{内閣府}財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出し中「交付請求」を「交付等の請求」に改め、同条第一項中「交付」の下に「又は情報

の提供」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法による情報の提供）

第三十六条の二 法第二百二十八条に規定する主務省令で定める方法は、第二十四条第一項第一号に掲げる方法とする。

2 第二十四条第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

（電磁的方法による公示）

第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十六年政令第 号）附則第四条及び第五条に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、次に掲げる電磁的方法とする。

一 特定振替機関の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。